

市川市立第三中学校PTA会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は市川市立第三中学校PTAという。
- 第2条 本会の事務所を市川市立第三中学校内におく。
- 第3条 本会は保護者と教職員の密接な協力によって家庭と学校と社会における生徒の幸福な成長を図ることを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するために次の活動をする。
1. 教育懇談会、講習会、講演会等を通してよい保護者よい教員となるよう努める。
 2. 家庭と学校との密接な連絡によって生徒の生活環境をよくするとともに生徒の望ましい資質の向上に努める。

第2章 会 員

- 第5条 本会の会員資格を有する者は、本校在籍生徒の保護者またはこれに代わる者、及び本校に勤務する教職員とする。
2. 会員有資格者は、本会に任意に入退会ができる。
 3. 本会の会員は市、県、全国のPTA連絡協議会の会員となる。
- 第6条 前条のほかに学区内に居住し特に教育に関心をもち本会の趣旨に賛同するものを賛助会員とすることができる。賛助会員は運営委員会が決定し必要に応じ本会の諮問に応ずる。

第3章 本部役員

- 第7条 本会に次の本部役員をおく。
- 会長1名、副会長3名、会計3名(内1名は教職員)、会計監査3名(内1名は教職員)、書記2名。但し、状況に応じて人数は増減する。また校長、教頭、教務主任、生徒指導主任は本部役員とする。
- 第8条 本部役員(校長ならびに教職員以外)は総会において決定する。
2. 本部役員の選考は、選考委員が行う。
 3. 選考委員については細則で定める。
- 第9条 本部役員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。補欠によって就任したものの任期は前任者の残余の期間とする。
- 第10条 会長は本会を代表し会務をつかさどる。副会長は会長を助け会長事故あるときは会務を代行する。
- 第11条 会計は総会で決定した予算にもとづき一切の経理を処理し財産を管理する。
- 第12条 会計監査は会計事務を監査する。
- 第13条 会長は必要に応じ本部役員会を招集し会務を企画しこれを運営委員会に提案することができる。

第4章 総 会

- 第14条 総会は全会員で構成され本会の最高議決機関である。総会は委任状を含む会員の過半数の出席により成立し、議決は出席会員の過半数による。
- 第15条 総会は会長が招集する。定期総会は年度当初に開催し、必要に応じ臨時総会を開くことができる。総会議案は、事前に会員に連絡する。
- 第16条 次の事項は総会の議決を経なければならない。
1. 会務の承認
 2. 予算決算の承認
 3. 会長、副会長、会計、会計監査、書記の決定
 4. 会則及び細則の制定、改正、廃止
 5. その他重要な会務

第5章 運営委員会

- 第17条 運営委員会は次の構成員で構成され本会の事業の企画調整に当る。
1. 第7条に定められた本部役員
 2. 各事業部の部長ならびに各学年委員長。
ただし出席できないときは代理を出席させることとする。
 3. 必要に応じて教職員の出席を求めることができる。
- 第18条 運営委員会は会長が招集する。
- 第19条 運営委員会の議決は出席委員の過半数による。

第6章 学級会及び学年会

- 第20条 学級会および学年会はそれぞれ学級学年PTAの中で必要な本会の活動を運営する。
- 第21条 学級会は各学級PTAで委員を選出し学級担任職員と協力して運営する。
- 第22条 学年委員会はその学年の各学級委員を持って構成し学年の職員と協力し運営する。また互選により学年委員の中から原則委員長1名副委員長2名を選出する。
- 第23条 学年委員長は必要に応じて委員会および学年会を招集し議事を会長に報告する。

第7章 事業部委員会

- 第24条 本会に次の事業部をおく。
- ①総務部 ②広報部 ③保体生活部
④家庭教育学級部 ⑤会計部
2. 総務部は学年委員をもって構成する。
- 第25条 事業部は運営委員会が決定した実施事項を執行する。なお必要に応じ特別委員会を設けることができる。
- 第26条 事業部の部員は学級より原則1名以上、教職員より若干名選出して構成し任期は1年とする。
- 第27条 事業部は原則部長1名、副部長2名を各事業部員の互選により選出する。
- 第28条 事業部会は部長が招集し、決定事項は運営委員会に報告して承認を得なければならない。

第8章 会 計

- 第24条 本会の会費は、1世帯につき、月額500円とし毎年5月から翌年2月までの10ヶ月間納入する。
2. 会員で特別の事情のある場合は、運営委員会の承認を得て、会費を免除することができる。
 3. 年度の途中に会員が転入出した場合の会費については、転入翌月分より納入し、転出または途中退会にかかる納入済の会費は、会員からの申出により翌月以降分を還付する。
- 第30条 本会の経費は会費、その他収入をもってこれに当てる。
- 第31条 会員は随時、会計書帳簿の閲覧を求めることができる。
- 第32条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第9章 会 則

- 第33条 本会則は総会において出席会員の3分の2以上の賛成により改正することができる。
- 第34条 細則については、別にこれを定める。

第10章 個人情報の取り扱い

- 第35条 本会により会員の個人情報を収集した場合、別に定める市川市立第三中学PTA個人情報取扱方針に則り取り扱う。

市川市立第三中学校 P T A 細 則

平成14年4月25日 制 定
平成15年4月22日 一部改正
平成18年4月20日 一部改正
平成24年4月26日 一部改正
平成27年4月23日 一部改正
平成28年4月23日 一部改正
平成31年4月18日 一部改正

1. 本部役員選考委員会

(設置)

第1条 本校P T A本部役員の候補者を選考するときは、本部役員選考委員会を置く。(以下、委員会とする。)

(構成)

第2条 委員会は、本部役員3名(内1名は教職員)及び各学年より1名以上の委員で構成する。

2 委員の互選により、委員長、副委員長を選出し、委員長が会を招集する。

(任務)

第3条 委員会は次年度の本部役員候補者を3月末までに選出する。

2 委員が次年度会長、副会長に選考された場合には、委員を辞任しなければならない。

(任期)

第4条 委員は、総会においてその任務を終了したときに解任される。

2. 事業部委員会

第1条 会則第24条事業部委員会の業務内容は、次の通りとする。

①総務部

- 学年総務会、総務部会の開催
- 学級会計の監査
- 学級会、学年会の企画、運営 など
- 各学校行事への協力

②広報部

- P T A新聞の企画、編集、発行
- P T A文集の企画、編集、発行
- 新聞作成講習会への参加
- 各学校行事への協力

③保体生活部

- 歯科、内科、耳鼻科検診への協力
- 給食試食会への協力
- 学区街頭補導
- 各学校行事への協力

④家庭教育学級部

- 家庭教育学級の開催
- 家庭教育学級講習会への参加
- 各学校行事への協力

⑤会計部

- 集金、記帳、預金
- 各学校行事への協力

3. 会員の慶弔

第1条 会員の慶弔については、別に内規をもって定める。

4. 顧問

第1条 退任した会長、副会長の中から顧問を設け、P T A活動の助言などを行う。原則として任期は3年とするが、この限りではない。

2019年度PTA会則改正

○改正概要

<現行>

第24条 本会の会費は、1世帯につき、月額500円とし毎年5月から翌年2月までの10ヶ月間納入する。

2. 会員で特別の事情のある場合は、運営委員会の承認を得て、会費を免除することができる。
3. 年度の途中で会員が転入出した場合の会費については、転入翌月分より納入し、転出または途中退会にかかる納入済の会費は、会員からの申出により翌月以降分を還付する。

<改正案> 2項削除

第24条 本会の会費は、1世帯につき、月額500円とし毎年5月から翌年2月までの10ヶ月間納入する。

2. 年度の途中で会員が転入出した場合の会費については、転入翌月分より納入し、転出または途中退会にかかる納入済の会費は、会員からの申出により翌月以降分を還付する。

<PTA細則 現行>

第2条 委員会は、本部役員3名（内1名は教職員）及び各学年より原則2名の委員で構成する。

第3条 委員会は次年度の本部役員候補者を3月末までに選出する。

- 2 委員が次年度本部役員に選考された場合には、委員を辞任しなければならない。

<改正案>

第2条 委員会は、本部役員3名（内1名は教職員）及び各学年より1名以上の委員で構成する。

第3条 委員会は次年度の本部役員候補者を3月末までに選出する。

- 2 委員が次年度会長、副会長に選考された場合には、委員を辞任しなければならない。

市川市立第三中学校PTA個人情報取扱方針

第1条（目的）

市川市立第三中学校PTA（以下「本会」という）は、個人の権利・利益の保護を目的とし、本会が収集・管理する個人情報の取扱いについて、次条以下のとおり定めるものとする。

第2条（本会の取り扱う個人情報）

本会は次の個人情報が必要な場合、収集し管理する。

- （1）会員の氏名、連絡先（住所・電話番号・メールアドレスなど）
- （2）会員の生徒の氏名、クラス
- （3）その他、本会の目的を達成するために必要な情報（ただし要配慮個人情報は除く）

第3条（管理責任者・管理方法）

本会の個人情報管理責任者を会長及び副会長とする。

2. 本会は、本校内の会長が指定する場所に適切な方法により収集した個人情報を管理する。

3. 不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄する。

第4条（情報の収集・利用）

本会は、本会則に基づく目的を達成するため、生徒、保護者、関係教育機関並びに関係自治体から適切な方法により、個人情報を取得し、次のために使用する。

- （1）会費集金および管理、関係文書の送付
- （2）役員、事業部委員などの選任・名簿の作成
- （3）その他、本会の目的を達成するために運営委員会または各事情部にて必要と判断した場合

第5条（第三者への提供）

本会は、収集した個人情報を次の場合を除きあらかじめ当該個人情報対象者（以下、本人）の同意を得ないで第三者に提供を行わない。また情報を第三者に提供とした場合（以下1から4項の場合は除く）は、提供先、情報内容、目的を記録し本人から開示要求されたとき、これに応ずる。

- （1）法令に基づく場合
- （2）人の生命、身体または財産保護のために必要な場合
- （3）公衆衛生の向上または生徒の健全育成の推進に必要なある場合
- （4）国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第6条（情報の開示）

本会は、本人、保護者、及び同人らから委任を受けた者からの個人情報開示、利用 停止、追加、削除を求められたとき、法令に基づく方法によりこれに応ずる。

第7条（秘密保持）

本会会員が、本会が保有する個人情報が漏洩・紛失したと認識したときは、直ちに管理責任者に通知しなければならない。

2. 管理責任者が前項に定める通知を受けたときは、個人情報の漏洩・紛失について調査し事実を確認した後、運営委員会に報告するとともに、右事実を本人に通知しなければならない。

第8条（研修）

本会は、本会役員に対し、定期的に、個人情報保護の重要性について研修を実施するものとする。

第9条（苦情の処理）

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

第10条（本規則の改正）

本方針は、総会の過半数の議決に基づき改正することができる。

附則

本規則は平成30年4月19日より施行する。